

あさひ かわ し あい いく

旭川市愛育センター



旭川市子育て支援部愛育センター

〒070-0872 旭川市春光2条7丁目2番41号

電話番号

○代表電話 (0166)51-3059

○みどり学園 (0166)51-3072

○わかくさ学園 (0166)51-3073

○こども通園センター (0166)55-7724

FAX (0166)51-1203

Eメール aikucenter@city.asahikawa.lg.jp



愛育センター

障害児者の福祉増進を図るため設置運営されていた知的障害児通園施設「緑光学園」、心身障害児通園事業を行う施設「わかさ学園」、知的障害者通所更生施設「くるみ学園」(平成28年3月31日付け閉園)が、老朽狭隘であること等から、現在地に3園の通園(所)総合施設「愛育センター」として移転新築しました。

知的障害のある大人が支援対象であったくるみ学園が平成28年3月31日付け閉園した後、平成29年1月1日から「こども通園センター」が移転し、現在は未就学児の障害がある児童及び発達の遅れが気になる児童を対象として、療育支援や地域支援を行っています。

- 1 所在地 旭川市春光2条7丁目2番41号
- 2 設置者 旭川市
- 3 運営者 旭川市
- 4 開設年度 昭和56年度(わかさ学園部分は昭和57年度)
- 5 建設費 6億1,149万6千円
- 6 規模

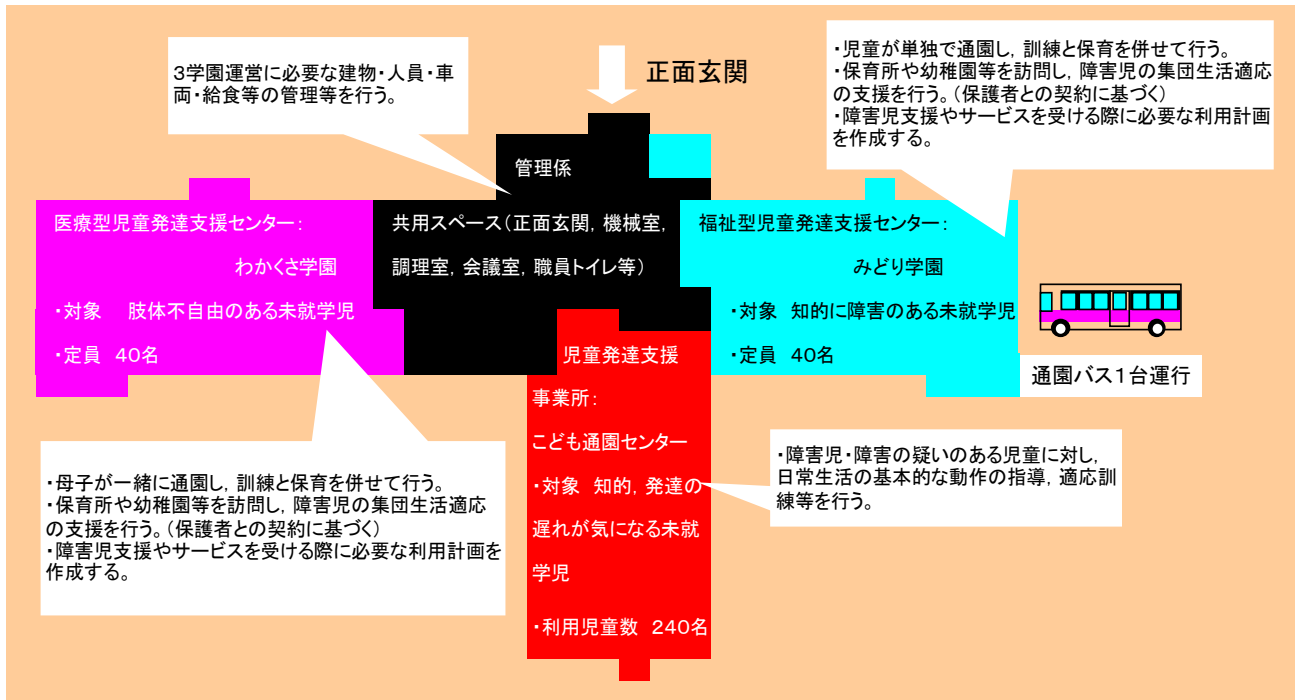
敷地面積	延床面積	構造
10,490.25㎡	2,782.70㎡	鉄筋コンクリート平屋建

※付属施設

物品庫	194.40㎡
車庫	2棟 計120.96㎡

- 7 職員数 センター所長ほか76名(平成29年5月1日現在)
- 8 組織 愛育センターは、3学園と1係で構成されています。
 ①管理係 ②みどり学園 ③わかさ学園 ④こども通園センター

9 平面図



みどり学園

施設種別

児童福祉法に基づく「福祉型児童発達支援センター」

目的

知的な発達に遅れのある就学前の児童を受入れ、基本的な生活習慣を身に付けること、集団生活への適応を図ること、コミュニケーションの能力、認知、言葉の発達を図ることを目的とする。

入園案内

定員	40名
対象児童	保護者のもとから通園可能で知的な発達に遅れのある就学前児童
通園方法	学園バスの利用、又は直接通園
手続き	市町村から障害児通所受給者証の交付を受け、みどり学園と利用契約

指導内容

生活	基本的な生活習慣を身に付ける。
運動あそび	運動機能を高め、情緒の安定を図り、健康な身体をつくる。
感覚あそび	感覚を刺激し、創造性を高め、情緒の安定を図る。
集団あそび	集団あそびを楽しむ中で社会性を広げる。
個別	一対一の個別指導を通して、認知の発達を図る。
作業	作業活動を通して、手足の機能、協応動作の発達を図る。
言語	言語療法を通じて、主に言語発達の促進と、コミュニケーション手段の獲得を図る。

日課

9:00～	バス指導(登園)
10:05～	生活指導(着脱, 排せつ等), 体操, 朝の会
10:40～	設定保育(感覚あそび, 運動あそび)
11:40～	食事指導
12:50～	自由遊び
13:30～	集団あそび
13:55～	降園準備
14:20～	バス指導(降園)

年間行事

第1期	始まりの式, 家庭訪問, 春の親子遠足, 日曜療育参加日, プールあそび, 夏まつり
第2期	秋の親子遠足, 運動会, クリスマス会
第3期	新年お楽しみ会, もちつき会, 日曜療育参加日, 親子そり滑り, 豆まき, 生活発表会, 卒園・お別れ会

その他定期的なこと

- ・療育参加日(原則毎週)
- ・個人健診(年2回)
- ・健康相談(個人健診を除く月)
- ・身体測定(年3回)
- ・クラス懇談(年1回)
- ・個別懇談(年3回)
- ・給食試食会(年1回)
- ・誕生会(毎月)
- ・交流保育(随時)
- ・消防避難訓練(毎月)
- ・歯科健診(年1回)
- ・自由参観日(年3回)
- ・自然災害避難訓練(年2回)

地域支援

地域の障害児を支援することを目的に、次の2事業を実施しています。

- ・保育所等訪問支援(保育所や幼稚園等における障害児の集団生活適応を支援します。)
- ・障害児相談支援(障害児支援を受ける際に必要な利用計画を作成します。)

わかくさ学園

施設種別

児童福祉法に基づく「医療型児童発達支援センター」

目的

就学前の肢体不自由児童が保護者とともに通園し、保育を中心とした療育を行うことにより心身の発達を図ることを目的とする。

入園案内

定員	40名
対象児童	保護者とともに通園可能な就学前の主に肢体不自由のある児童
通園方法	自家用車、公共バス、徒歩、その他の方法により、保護者とともに通園 ※旭川市内在住者には通園費用の一部助成制度あり
手続き	市町村から障害児通所受給者証の交付を受け、わかくさ学園と利用契約

療育内容

保育	個別や集団の中でいろいろな遊びを通して、幼児期の発達を促しながら、社会性・協調性を身に付けます。
理学療法	お子さんの状況に合わせて、寝返りや立ち座りなど日常生活の中での基本的な動作訓練、バランス訓練、呼吸訓練、ストレッチなどを行います。
作業療法	お子さんの状況に合わせて、粗大運動(手足や胴体を大きく動かす運動など)から手を使った細かな運動、日常生活で使用する道具の操作練習などを行います。
言語療法	お子さんの状況に合わせて、身の回りの物や出来事、概念などを知り、理解する力をつけてもらうことと、コミュニケーションの能力を高めていくことを行います。

日課

10:00~10:15	朝の会
10:20~10:50	グループ療育(火・水・金曜日のみ)
10:50~11:05	排せつ・休憩
10:20~11:40	グループ療育(火・水・金曜日のみ)
11:45~12:30	食事指導
12:30~12:55	歯磨き・排せつ・休憩
12:55~13:00	帰りの会(月・水・木曜日のみ3~5才児は13:40から行います。)
13:00~13:40	集団保育(月・水・木曜日のみ)

* : 個別保育・理学療法・作業療法・言語療法の時間は予約制にて実施します。

年間行事(主なもの)

第1期	オリエンテーション、個別懇談、こどもの日お祝い会、春の遠足、交流保育、施設見学、夏まつり
第2期	園外保育、運動会、クリスマス会、発表会
第3期	新年ゲーム大会、もちつき会、豆まき、そり滑り、個別懇談、ひなまつり、お別れ会、卒園式

その他定期的なこと

- ・身体測定(年2回)
- ・診察相談(毎月)
- ・誕生会(毎月)
- ・消防避難訓練(毎月)
- ・自然災害避難訓練(年2回)

地域支援

地域の障害児を支援することを目的に、次の2事業を実施しています。

- ・保育所等訪問支援(保育所や幼稚園等における障害児の集団生活適応を支援します。)
- ・障害児相談支援(障害児支援を受ける際に必要な利用計画を作成します。)

みどり学園・わかくさ学園 保育所等訪問支援事業所

目的

保育所や幼稚園等に通う障害のある児童が他の児童との集団生活への適応を図ることを目的とする。

利用案内

対象児童	保育所等に通う障害のある児童
手続き	市町村から障害児通所受給者証の交付を受け、みどり学園、又は、わかくさ学園保育所等訪問支援事業所と利用契約

内容

職員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的支援を行います。

みどり学園・わかくさ学園 相談支援事業所

目的

障害児通所支援等の利用を申請した障害のある児童について、自立した生活を送れるよう適切なサービスの利用を支援することを目的とする。

利用案内

対象児童	障害児通所支援等を申請した児童
手続き	市町村から障害児相談支援給付費の支給決定を受け、みどり学園、又は、わかくさ学園相談支援事業所と利用契約

内容

専門の研修を受けた相談支援専門員が、家庭や関係機関を訪問し、児童やその保護者の意向を踏まえ、「サービス等利用計画」を作成します。また、この「サービス等利用計画」を定期的に見直します。

こども通園センター

施設種別

児童福祉法に基づく「児童発達支援事業所」

目的

障害児及び障害の疑いのある児童へ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行う。

利用案内

対象	ことばや知的発達の遅れが気になる児童及び障害のある児童
利用方法	市町村から障害児通所受給者証の交付を受け、こども通園と利用契約
グループ指導 (週1回)	1歳児・2歳児・3歳児・4歳児・5歳児 1グループ10名前後で、年齢によってクラス分けを行い、親子で楽しく遊ぶことを通して、人との関わりや、社会性・創造性を育てていきます。
個別指導 (月1回)	4歳児・5歳児 発達段階にあわせた課題を設定して指導を行い、グループ指導と併用することで、指導効果を上げ、理解力・言語力・手先の細かな動作等、課題に取り組む力を育てていきます。

